

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.5
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役社長CEO 安東 俊夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【報告義務発生日】	平成25年2月7日
【提出日】	平成25年2月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シンバイオ製薬株式会社
証券コード	4582
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月1日
代表者氏名	安東 俊夫
代表者役職	代表取締役社長CEO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			27,265
新株予約権証券(株)	A	-	H 795,750
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 1,821,192
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,644,207
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,644,207
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,616,942

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年2月7日現在)	V	21,151,465
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		13.23

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年1月15日	新株予約権証券	1,326,250	5.58	市場外	取得	3.85円
平成25年1月15日	新株予約権付社債	3,311,258	13.93	市場外	取得	302円
平成25年1月15日	普通株式	84,000	0.35	市場内	処分	
平成25年1月15日	新株予約権付社債	993,377	4.18	市場外	処分	新株予約権行使
平成25年1月15日	普通株式	993,377	4.18	市場外	取得	新株予約権行使(行使価格)302円
平成25年1月17日	普通株式	79,800	0.34	市場内	処分	
平成25年1月21日	普通株式	250,000	1.05	市場内	処分	
平成25年1月22日	普通株式	37,300	0.16	市場内	処分	
平成25年1月23日	普通株式	311,000	1.31	市場内	処分	
平成25年1月24日	普通株式	168,900	0.71	市場内	処分	
平成25年1月25日	普通株式	146,300	0.62	市場内	処分	
平成25年1月25日	新株予約権証券	530,500	2.23	市場外	処分	新株予約権行使
平成25年1月25日	普通株式	530,500	2.23	市場外	取得	新株予約権行使(行使価格)377円
平成25年1月25日	新株予約権付社債	496,688	2.09	市場外	処分	新株予約権行使
平成25年1月25日	普通株式	496,688	2.09	市場外	取得	新株予約権行使(行使価格)302円

平成25年2月1日	普通株式	500,000	2.10	市場外	処分	485円
平成25年2月7日	普通株式	500,000	2.10	市場外	処分	494円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合が保有する株券等の数であります。

提出者は、発行者との間で締結した投資契約書により、平成26年1月15日以降で、第1回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付された新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、発行者が提出者に対し、以下の条件で本社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、提出者は、かかる指示のあった日（以下「行使指示日」という。）の翌取引日にかかる行使を行うことを約しております。

i. 行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日、以下同じ。）の株式会社大阪証券取引所における発行者の普通株式の出来高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が本社債に付された新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、(i)累積で本社債に付された新株予約権の個数の25%（端数は切り捨て、以下同じ。）を上限として、且つ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数（端数は切り捨て、以下同じ。）に相当する個数を当該行使指示日の上限として発行者が指示する個数。

ii. 行使指示日を含めた10連続取引日の株式会社大阪証券取引所における発行者の普通株式のVWAPが本社債に付された新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、(i)前号に従う新株予約権の行使を含め、累積で本社債に付された新株予約権の個数の50%を上限とし、且つ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として発行者が指示する個数。

iii. 行使指示日を含めた10連続取引日の株式会社大阪証券取引所における発行者の普通株式のVWAPが本社債に付された新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、(i)前二号に従う新株予約権の行使を含め、累積で本社債に付された新株予約権の個数の75%を上限とし、且つ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として発行者が指示する個数。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	561,294
上記（Y）の内訳	組合員の出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	561,294

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
---------	----	-------	-----	------	--------

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
---------	-------	-----